○長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱 平成30年4月1日告示第24号

長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長南町空き家情報バンク制度要綱(平成18年1月4日告示第1号。以下「制度要綱」という。)に定める空き家バンクの登録を推進するため、予算の範囲内で長南町空き家バンク登録促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長南町補助金等交付規則(平成17年長南町規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 制度要綱第4条第2項に規定する物件をいう。
 - (2) 利用登録者 制度要綱第7条第3項に規定する者をいう。
 - (3) 所有者等 当該空き家の売却又は貸借に関し所有権その他正当な権利 を有する者をいう。
 - (4) 家財道具等 空き家に残存する家財道具など (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める事業とする。ただし、補助対象事業のうち、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金又は長南町 の他の制度による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交 付の対象となる部分は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表 第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他町長が不適当と認める者については、補助対象者としない。
- 3 補助金は、同一補助対象者及び同一物件に対して1回を限度として交付する。ただし、同一物件に対し異なる申請者から再度の申込みがあった場合は、 その都度判断するものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める費用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が不適当と認める費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲以内において別表第2に定める補助金区分 に応じ、同表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に別表第3に定める補助金区分に応じ、同表に定める書類(誓約書(第2号様式)など)を添えて、町長に申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 規則第5条第1項の規定により町長が補助金の交付を決定した場合又は補助金の交付の申請内容を審査した結果、町長が補助金を交付すべきでないと決定した場合は、長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の変更等)

- 第10条 規則第10条に規定する変更について町長の承認を受けようとする場合は、長南町空き家バンク登録促進事業補助金事業変更等承認申請書(第4号様式)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による補助事業の変更の承認申請について、その内容を審査し、長南町空き家バンク登録促進事業補助金事業変更等承認(不承認)決定通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 規則第14条に規定する実績報告書は、長南町空き家バンク登録促進事業補助金実績報告書(第6号様式)とし、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別表第4に定める補助区分に応じ、同表に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による実績報告書について必要に応じ、交付決定者、

施工業者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに 適合させるための措置を講じるよう交付決定者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、長南町空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書(第8号様式)による交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助 金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 補助対象事業を承認なく変更し、又は取りやめをしたとき。
 - (3) 補助対象者の要件を欠くことになったとき。
 - (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、この告示に違反したとき。
- 2 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

補助区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
空財片業補助金家等事		各号全てに該当す る者 (1) 空き家を 売却又は貸借し ようとする所有	補助対象事業の 事業の 事業の の理業 を理事が の理事が の理事が の他で の他で の他で の他で の他で の他で の他で の他で
	(3)居住可能と するために必要と なるリフォーム等 の修繕経費		
空き家利 用登録者 応援事業 補助金	空き家の購入に係 る次の費用 (1) 売買又は 貸借契約時に必 要となる費用 (2) 所有権移	補助対象事業に係 る空き家の利用登 録者であって、次 の各号全てに該当 する者 (1) 空き家の	補助対象事業に要 する費用のうち、 行政書士又は行政 書士法人、不動産 取引を業として行 う者等を仲介した

転登記に必要と なる費用 し、貸借の場合 当する費用 にあっては、居 住年数を2年以 上とし、住民票 の移動は問わな いものとする。 (2) 過去にこ の補助対象事業 による補助金の 交付を受けたこ とがない者

購入後、当該物 | 空き家の不動産取 件に住民票を移り引において、これ し、かつ、5年 らの者に対して支 以上継続して居 払う報酬、手数料 住する者。ただしその他これらに相

別表第2(第6条関係)

補助区分	補助金の額
空き家家財道具等片づけ事業補助金	補助対象経費の3分の2に相当する額(その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てた額)。ただし、50万円を上限とす る。
空き家利用登録者応援 事業補助金	補助対象経費の3分の1に相当する額(その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てた額)。ただし、10万円を上限とす る。

い者

(3) 納付すべ き市区町村民税 を滞納していな

別表第3(第7条関係)

補助区分	申請書に添付する書類
------	------------

空き家家財道具等片づ 次に掲げる書類 け事業補助金 (1)補助対象事業に係る金額が確認できる書 類 (2)補助対象事業に係る現況の写真 (3) 納税証明書 (4) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必 要と認める書類 次に掲げる書類 空き家利用登録者応援 事業補助金 補助対象事業に係る金額が確認できる書 (1)類 (2) 誓約書(第2号様式) (3) 納税証明書 (4) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必 要と認める書類

別表第4(第11条関係)

補助区分	実績報告書に添付する書類	
空き家家財道具等片づけ事業補助金	次に掲げる書類 (1) 補助対象事業に係る領収書の写し (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真 (3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類	
空き家利用登録者応援 事業補助金	次に掲げる書類 (1) 補助対象事業に係る領収書の写し (2) 補助対象事業に係る売買契約書の写し (3) 補助対象事業に係る所有権移転登記が確認できる書類 (4) 住民票の写し (5) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類	